

第 77 回小田原市個人情報保護運営審議会会議録

- 1 日 時 令和元年 10 月 25 日（金） 午後 2 時から 3 時まで
- 2 場 所 小田原市役所 4 階 第 4 委員会室
- 3 出 席 者
 - (1) 会 長 小室 充孝
 - (2) 委 員 本田 耕一、秋葉 勝彦、加藤 敏夫、島貫 憲夫、成本 喜代子、川口 博三
※欠 席 丸山 秀和
 - (3) 事務局 尾上総務課長、石塚副課長、古澤主事
 - (4) 説明員 (高齢介護課) 吉田課長、藤平係長、井出主事 (福祉政策課) 茂木主査 (総務課) 望月係長
- 4 資 料 別紙のとおり
- 5 会議の概要
 - (1) 開 会
 - (2) 議 事
 - (3) そ の 他
 - (4) 閉 会

要旨は次の<諮問審議>のとおり

< 諮問審議 >

会 長

それでは、諮問事項ア「敬老行事及び救急要請カード配布に関する事業」を審議いたします。内容の説明を求めます。

< 高齢介護課説明員が入室 藤平係長が資料に基づき説明 >

説明員

今回お諮りしますのが、「敬老行事及び救急要請カード配布に関する事業」ということで、その対象者名簿作成のための住民基本台帳情報の目的外利用となります。

まずは、敬老行事の中身について、簡単に、ご説明させていただきます。敬老行事につきましては、老人福祉法第5条の趣旨に則りまして、多年に渡り社会に尽くしてきた高齢者を敬愛し、長寿を祝うためということで、例年9月頃に実施しているものです。主に、地区で敬老会と申しますか、敬老行事のイベントを開催していただき、88歳及び100歳の方へのお祝い金の贈呈といったものがございます。対象としまして、敬老の日である9月15日までに3ヶ月以上小田原市に住んでいる77歳以上の高齢者と定めており、例年約25,000人が対象となります。また、敬老お祝い金につきましては、敬老行事の対象者のうち88歳の方が約1,000人、100歳の方が40～50人位いらっしゃいまして、その方々が対象になります。市内に仮に住民登録がありましても、居住実態があるか否かを確認した上で、対象が決まりますので、その点の確認を民生委員にお願いしています。住民基本台帳からの名簿の抽出は、だいたい3月末から4月頭にかけて行います。そして、5月にその名簿を民生委員にお渡しし、各地区を個別訪問して実態を確認していただきます。その後、修正を加えた名簿を市へご提出いただき、改めてその修正を反映します。また、基準日までの転入出の確認をして、反映させたものを再度民生委員にお見せして、対象者を絞っていく作業になります。

もう一つの救急要請カードは、あらかじめ持病やかかりつけのお医者さん、あるいは緊急連絡先等の情報をカードに記載していただくためのもので、合わせて、見守り体制の強化を図るため実施しています。内容的には、こちらも敬老行事と同じ名簿を使い、民生委員が、ご自宅に訪問して、救急要請カードを配り、その趣旨を説明すると共に、書き方についてもサポートしていただきます。救急要請カードの対象は、小田原市に住所を有して在宅生活を送っている75歳以上の高齢者となり、毎年2,000～3,000人が新しく75歳になられます。また、76歳以上でも、転入出で住所が変わりますので、そういった方にもお配りしています。

今回諮問した理由につきましては、敬老行事や救急要請カードは、長年実施している事

業ですが、令和2年度をもちまして、会計年度任用職員の制度が開始することにより、民生委員が市の非常勤特別職という扱いではなくなります。これにより個人情報を取扱う権限がなくなりますが、今後も事業を実施していくために、民生委員への個人情報の提供についてお諮りしたいと提出した次第です。説明は以上になります。

会 長 委員の皆様からご質問ございますか。

委 員 国からの指示で民生委員をやっていると思いますが、市の非常勤特別職が解除されることに関わり合いはどう取扱うのでしょうか。

説明員 現在民生委員をやっている方については、厚生労働大臣からの委嘱に重ねて、小田原市の非常勤の職を委嘱していました。したがって、国の委嘱する立場と同時に、小田原市職員としての立場を持っていました。しかし、令和2年度になると、会計年度任用職員という制度が導入されるにあたって、これまでの非常勤の委嘱について見直しが行われ、国の方の立場はそのまま残りますが、市の民生嘱託員という職が廃止される見通しです。

会 長 民生委員の仕組みは従前通り残るということは、市の仕事を国の民生委員に頼むのでしょうか。どういう形になるのかよく分かりませんが。

説明員 民生委員法で民生委員の職務について、福祉事務所や行政の事業に協力することとありますので、こちらでお願いすることになります。

委 員 救急要請カードの配布は、どこかの自治会が始めたという記憶があるのですが、現在は市の活動と決定されているのですか。

説明員 平成22年に、早川の自治会でスタートしたものがモデルケースになり、現在は、市の事業として取り組んでいます。

会 長 内容的には、民生委員が把握する個人情報の範囲が広がるというわけではないのですね。

説明員 はい、そうです。

委員 これはあくまで、非常勤特別職員が外れることに基づく諮問という解釈でよろしいですか。

説明員 はい。事業のあり方、内容その他は全く変わりません。ただ身分が変わってしまうので、市の職員という権限がなくなるということで今回諮問しました。

会長 そうしますと、個人情報を今までどおり渡してよろしいかということですね。

説明員 はい。地位が外れるがこれまでと同じ様に個人情報を渡してよいかということです。

会長 先程の説明ですと、民生委員は市の業務を引き受ける立場にはあるわけですね。

説明員 はい。民生委員は、福祉事務所や行政の事業には協力することがうたわれています。

委員 話の内容とは少し違いますが、高齢者の個人情報を民生委員が把握して、各家庭を訪問することに対して、情報が洩れて嫌だという声はありますか。

説明員 ないです。民生委員なので、地域のことをよくご存知ですし、見回りや安否確認の側面があります。ただ個人情報なので、その取扱いに関しては慎重に取扱うよう留意しています。

委員 諮問事案書を見ると、諮問理由の最後に「個人情報を取り扱う権限がなくなるため」とあるのですが、住民基本台帳の情報を取扱う権限を与えるという解釈でよろしいですか。この諮問の目的としては、市の権限がなくなる民生委員に対して、住民基本台帳の情報は、目的外の利用になるけれどもよろしいかということですよ。ということは、それ以外の情報は、今まで見ることができただけでも、今回は、住民基本台帳情報だけを、権限がなくなる民生委員に見せてよろしいかということですか。

説明員 今までも、民生委員には敬老行事及び救急要請カード配布のための情報しか見せていないので、提供する範囲は全く変えません。新たに幅を広げる・狭めるではなくて、提供する内容は同じだが、身分が変わってしまうということです。

事務局 今回の諮問に関しては、住民基本台帳情報の目的外利用と書いてありますが、個人情報の項目名にある情報だけ提供しているということです。これを従来は、非常勤特別職としての身分の民生委員に渡す取扱いをしていたのですが、今後、市の非常勤特別職という位置付けがなくなるので、国の民生委員としての位置付けの中で、個人情報を取扱ってよろしいかということになります。

委員 民生委員は、沢山いらっしゃいますが、今までその全てが非常勤特別職という資格を持っていたのですか。

説明員 そうです。市内の民生委員全員に市の嘱託員をお願いしていました。

委員 やることは同じだけど、あくまで民生委員として行うということですか。

説明員 今年度までは、市の民生嘱託員という立場をお持ちなので、市の職員として、調査の業務を行う位置づけでありましたが、来年度以降は、市の職員としての立場がなくなりますので、民生委員という立場で取扱っていただくことになります。ただ、市の職員という立場がなくなりますと、内部利用ではなくなります。

会長 今までのことを整理しますと、今後その情報は、少し極端な表現を使うと、外部の委託業者に委託するということですかね。ただ渡す相手が、国の民生委員を兼ねているので、その職務事項の中には、行政の仕事に協力しなさいとある。だから情報を渡してよいかということですか。

説明員 はい。そうです。

委員 この諮問の内容とずれてしまっている感じがしますね。民生委員とは、市の嘱託でやっているものだと思っているので、そこに小田原市というセーフティネットがあるけれ

ど、これから市とは関係なくなると言われたら、今までとやっていることは同じだから、それを認めてほしいというのは、会長が発言したとおり、何の契約も結んでいない人に見せてよいのかという心配が、拭い去れないと若干感じてしまいます。

委員 一点確認させてください。非常勤特別職員が、どの様に個人情報を取扱うかという規定はあるのですよね。同じことを今回権限がなくなった民生委員に対して、適用させればよろしいかと思うのですが。

事務局 非常勤特別職員と正規職員の区別なく、個人情報の取扱いが決まっています。国の方も、非常勤特別職員も国の職員という位置づけの中で、個人情報を取扱う決まりがあります。

委員 そうするとやはり、個人情報を取扱う民生委員の意識が、かなり重要になる様な気がします。今まで規定されていたものと同様の条件で、個人情報を取扱うことを民生委員に改めて示す計画はあるのでしょうか。

説明員 所管として当然そこはしっかりお願いしていく立場です。

委員 民生委員は、ある一定のエリアから選出されていますが、把握する個人情報というのはあくまでもそのエリアだけなのですか。

説明員 はい。

会長 市から依頼する仕事は、今後、民生委員として行うということですね。そして、民生委員は、国の非常勤特別職だから、その仕組みとして、個人情報の取扱いが定められており、そういう安全面があるから問題ないという話ですか。

説明員 民生委員法の中でも、第15条で守秘義務が課せられているので、職務上知り得た秘密は当然洩らさないはずです。

会長 そういう意味では、市の情報を国に渡すという表現が比較的近いですね。それが目的

外になるかはわかりませんが。

委員 目的外利用という表記は、あくまで住民基本台帳の内の情報を敬老事業に使うという趣旨ですか。

説明員 はい。

委員 今までもそれを行っていたわけですね。

説明員 はい。

委員 市の嘱託から外すというのは、人件費の負担といったことが絡んでいるのですか。

説明員 こちらについては、地方公務員法の改正により、民生嘱託員が、移行後の制度に当てはまらないことから廃止となりました。

事務局 事務局から補足すると、諮問事項に住民基本台帳の目的外利用と記載されていますが、基本的には情報を民生委員に提出してよろしいかということです。今までは、基本的に小田原市の職員として、情報を利用していましたが、国の非常勤特別職となりますので、その民生委員という国の職員に、市の情報を提供してよろしいかがポイントです。

委員 それでしたら、この住民基本台帳の目的外利用という表現が適当ではないので、他の表現に訂正して理解し易くした方が良いですね。

事務局 はい、そのとおりです。そこのチェックが甘かったのは申し訳ないです。

会長 個人情報を目的通りに利用する外部提供の諮問事項はありますか。

事務局 目的外の提供はありますが、目的内で提供する場合は契約を結びます。

会長 今までのことは、目的外利用ではないという理解でいるならば、これまでの審議にも

出てきたように、個人情報の取扱いについて注意してくださいと、しかるべき手当をしておく話ですね。

委員 　ただ、国の決まりがあるなら良い気もしますね。

会長 　そうですね。
よろしければ質疑を終わりにします。説明員の方は、ご退席ください。

<質疑応答終了　説明員退室>

会長 　それでは審議に入ります。
諮問事項アについて、ご意見いかがでしょうか。

委員 　一点確認させてください。民生委員というのは、必ず国の非常勤特別職員なのですか。

事務局 　はい、そうです。

会長 　今までの話からすると、諮問はいらないですかね。

委員 　ただ、諮問理由にある「権限がなくなるため」とあるのが非常に引っ掛かります。ここを民生委員が意識して、情報をきちんと取扱えば良いかなど。

委員 　条例の中に、この審議会に諮るので、外部に提供して良いかというものはありますか。

事務局 　目的外の場合の提供は、審議会に諮るということでもあります。

委員 　今回は目的外ということで諮ったのでしょうか。

事務局 　そうですね。項目的には、目的外の提供というところですが。本来は市の中で扱わなければならない個人情報を、市の職員ではない者に目的外提供するという位置付けで諮問を諮りました。

委員 　ただ、権限がなくなるけれど、今まで通りに民生委員が取扱うということですよ。

事務局 　はい。事務的には変わらないのですが、民生委員の身分が市の委嘱ではなくなるので、念のため、審議会に諮ろうという趣旨です。

委員 　これは自治会の関係があるので、非常に難しい問題がありますね。今まで民生委員は、市の嘱託員だったから情報を取扱えたが、今後は権限がなくなる。それにより、片方は承認されているから大丈夫で、片方は承認を受けていないから駄目という問題が出てくることを認識してもらいたいです。

事務局 　この審議会とは別で、所管の方に、当該事務以外で民生委員が取扱っている個人情報の確認をします。

会長 　この諮問としてはどうすれば良いですか。

事務局 　諮問としては、民生委員に提供してよろしいかというところになります。

会長 　第9条1項4号ではなくてということですか。

事務局 　第9条1項4号が目的外の提供と利用を兼ねています。

会長 　目的外ではないというお話ではないのですか。目的外ではないのであれば、別の、民生嘱託員という大きな仕組みの変化があり、個人情報に関係することなので諮問をしたというだけの話で良いのでは。重要な施策等で諮問できる事項というものが規則か何かであるのですよね。

事務局 　あります。個人情報運営審議会規則の第2条で、個人情報保護の制度の改善その他重要事項につき、諮問に基づいてということになります。

会長 　そうすると、先程、委員からのお話であったように、これはある意味大ごとなので、

この敬老行事だけではなく民生嘱託員であった人たちに提供していたものが、他にも複数あるならば、それらも含めてその事業を継続して良いかという諮問になりますか。それとも、もう諮問がされたので、これ単発でも良いということならそうしますが。

事務局 できれば、まずこの場としては、高齢介護課の案件について、こういう取扱いをしてよろしいかを審議して答申をいただければと思います。他にもあるのではということについては、事務局の方で所管課に諮問をかける必要があるかを投げかけます。

会 長 今回のことについて答申したなら、他の案件も来たら全部答申することになりますね。だけど、今回のことは、そもそも諮問が必要ない程度のものならば、取下げてもらい、他も同じ扱いでも良い気がします。ただ、一応諮問があるから、この諮問についてお答えを出すということで良いですか。

事務局 そうですね。個人情報取扱いという形で答申をいただきたいです。

会 長 では、諮問事項は審議会規則の第2条に基づく諮問とします。
質疑はもうよろしいでしょうか。

各委員 (質疑なし)

会 長 ご意見がなければ、諮問事項ア「敬老行事及び救急要請カード配布に関する事業」について、承認・不承認の採決をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員 (異議なし)

会 長 ご異議ございませんので、採決をいたします。諮問事項アを承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

各委員 (全員賛成)

会 長 全員賛成と認めます。よって、諮問事項アは承認することといたします。

会 長

それでは、次に、諮問事項イ「令和2年国勢調査における調査員募集事務」について審議に入りたいと存じます。内容の説明を求めます。

<総務課説明員入室 望月係長が資料に基づき説明>

説明員

それでは、諮問事案書に基づいてご説明させていただきます。

令和2年の国勢調査について、ご承知のとおり、5年に一度の我が国最大規模の統計調査になります。本市では、約19万人、約8万2,000世帯を対象として、市内を約1,500の調査区に分けて実施します。調査区には、担当調査員を置きますが、約1,000人前後の調査員の確保が必要な見込みであります。以前は、大部分を自治会からの協力を頼っていましたが、近年は難しい状況です。このため、前回から一般公募等の方法を併用し、今回も実施する予定ですが、確保に万全を期するため、方策を増やしたいものです。そこで、本市職員の定年退職者に対し、調査員募集案内を送付し、調査員に従事いただけるよう働きかけを行いたいと考えました。

具体的には、本市職員課が保有している定年退職者情報のうち、80歳未満の市内在住者の住所、氏名、生年月日、連絡先の情報データを得て、募集案内を郵送したいと思えます。80歳未満とするのは、他の統計調査等における調査員の年齢水準を考慮したものです。データは、庁内ネットワークを通じて入手する予定で、現時点で約700件程度の情報があると聞いています。

元公務員であることから、調査員としての一定の信頼性・適格性が期待され、有効な確保策となると考えています。国においても、公務員OBの活用を調査員確保策の一つとして想定しており、今まで本市で対応してきませんでした。今回から採用したいと考えています。

職員課の保有情報は、定年退職時点のもので、必ずしも最新のものではないことから、戸籍住民課が保有する住民基本台帳情報とマッチングさせて最新化した上で、住所等に変更が必要であれば変更し、除外すべき方は除外します。

参考資料として、国が作成した全国共通の募集パンフレットを配布させていただきましたが、実際には、本市で作成した募集案内をお送りしようと考えています。

利用の開始時期は、本市が一般募集を広報等で開始する11月中を予定しており、本人通知については、募集案内文にこういった経緯で情報を入手した旨を記載します。

会 長 委員の皆様からご質問ございますか。

委 員 個人情報の項目名で4つ挙がっていますが、この内、職員名簿情報にあるのは、この4つ全てということでしょうか。

説明員 はい。4つ全てが含まれます。

委 員 住民基本台帳情報は、住所、氏名、生年月日の3つですか。

説明員 はい。電話番号は含まれていません。

委 員 では、照合の方法としては、住所、氏名、生年月日で住民基本台帳と照合して、それで新しい住所があれば、こちらから新しい住所を引っ張ってくるということですか。

説明員 はい。その通りです。

会 長 他にいかがでしょうか。

各委員 (質疑なし)

会 長 よろしければ質疑を終わりにします。説明員の方は、ご退席ください。

< 質疑応答終了 説明員退室 >

会 長 では審議に入ります。
諮問事項イについて、ご意見いかがでしょうか。

各委員 (意見なし)

会 長 ご意見がなければ、諮問事項イ「令和2年国勢調査における調査員募集事務」について、承認・不承認の採決をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員 (異議なし)

会 長 ご異議ございませんので、採決をいたします。諮問事項イを承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

各委員 (全員賛成)

会 長 全員賛成と認めます。よって、諮問事項イは承認することといたします。

会 長 では、(3) その他に移ります。事務局から何かありますか。

事務局 特にございませんが、今回の会議録につきましても、事務局で草案を作成後、委員の皆様へ郵送させていただき、ご確認をしていただいた後、行政情報センター、ホームページにて公開させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

会 長 それでは、これで第77回個人情報保護運営審議会を終了いたします。

第 77 回 小田原市個人情報保護運営審議会 資料一覧

●次第

●資料 1

- ・諮問事案書

●資料2

- ・民生委員・児童委員の身分と職務等について

●資料3

- ・国勢調査 2020 募集案内